〔国際登録出願願書（商標法施行規則第２条関係）様式備考〕

1　用紙は、日本工業規格Ａ列４番（横 21 ㎝、縦 29.7 ㎝）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして、折らずに片面のみを用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2　文字は、タイプ印書又は印刷により記載する。手書きによるものは、認められない。

3　コンピュータ印字を用いて願書を作成するときは、次の要領により作成する。

イ　願書の割り付け及び内容は、MM2 の形式と一致し、各欄を拡張する場合は、欄の途中で次ページにならないように作成しなければならない。

ロ　すべての欄は、一本線で描かなければならない。

ハ　各欄は、そこに記載する情報がないときも、表示しなければならない。

4　各欄への記載は、別段の定めがある場合を除き、英語でしなければならない。

5　「Name」及び「Address」は、これらのローマ字への音訳又は英語への翻訳を記載する。

6　「Name」は自然人にあっては姓及び名を姓、名の順に記載し、また、法人にあってはその名称を記載する。

7　「Address」は、「4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, TOKYO 100－8915 JAPAN」のように詳しく記載し、日本国内に営業所を有する外国法人の場合は本社の住所を記載する。

8　「For use by the applicant」には、提出するcontinuation sheet及びMM17の枚数をそれぞれ記載するとともに、MM18を提出する際には□内に×印を付す。

9　「Applicant's reference」は、ローマ字、アラビア数字若しくは「—」又はその組み合わせによる書類記号を記載することができる。

10　国際登録出願人が２名以上いる場合は、１名について第２欄「APPLICANT」及び第３欄「ENTITLEMENT TO FILE」に記載し、その他の出願人については出願人１名ごとに「CONTINUATION SHEET FOR SEVERAL APPLICANTS」を使用して、必要事項を記載する。

11　国際事務局に対する代理人の選任を届け出る場合は、１名のみの氏名（名称）及び住所（居所）等を第４欄「APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE」に記載する。

12　第５欄「BASIC APPLICATION OR BASIC REGISTRATION」中、「Basic application number」は、「2015-000001」のように出願番号を記載する。また、その基礎とした商標登録出願及びその基礎とした商標登録が２以上ある場合は、それぞれ最先のものを記載し、その他のものについては第５欄のすべての項目及び必要事項を「CONTINUATION SHEET」に記載する。

13　年月日を記載する場合は西暦及びグレゴリー暦により、「日／月／年」の順とし、日及び月は２桁、年は４桁のアラビア数字で表示し、日及び月の数字の後にスラッシュを付す（例えば 2015 年２月４日は「04/02/2015」）。

14　パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権の主張の基礎とした最初の出願が２以上ある場合は、出願の日が最先のものを第６欄「PRIORITY CLAIMED」に記載し、その他のものについては第６欄のすべての項目及び必要事項を「CONTINUATION

SHEET」に記載する。

15　国際登録を受けようとする商標は、次の要領により第７欄「THE MARK」に記載する。

イ　「(a) Place the reproduction of the mark, as it appears in the basic application　or basic registration, in the square below.」の欄（以下「標章記載欄」という。）の中に、その基礎とした商標登録出願又はその基礎とした商標登録に係る商標を記載する。

ロ　標章記載欄の大きさは８㎝ 平方とし、背景色は白色とする。

ハ　国際登録を受けようとする商標を記載した書面を願書にはり付けて記載するときは、ロに規定する大きさの用紙を用いるものとする。この場合において、標章記載欄に容易に離脱しないように用紙の全面をはり付ける。

ニ　その基礎とした商標登録出願又はその基礎とした商標登録に係る商標が、動き商標（商標法施行規則第４条）、ホログラム商標（同規則第４条の２）、立体商標（同規則第４条の３）、色彩のみからなる商標（同規則第４条の４）又は位置商標（同規則第４条の６）であって、当該商標が異なる２以上の図によって記載されているときは、各図を同一縮尺で記載し、標章記載欄の中に記載する。

ホ　その基礎とした商標登録出願又はその基礎とした商標登録に係る商標が、音商標（商標法施行規則第４条の５）であって、当該商標が商標登録出願の際に２以上の商標記載欄を設けて記載されているときは、当該商標全体を標章記載欄の中に記載する。

16　動き商標、ホログラム商標、立体商標、色彩のみからなる商標又は位置商標を写真によって記載するときは、次の要領による。

イ　写真の大きさは、８cm 平方とする。

ロ　写真は、標章記載欄に容易に離脱しないようはり付ける。

ハ　写真は、折ってはならない。

ニ　その基礎とした商標登録出願又はその基礎とした商標登録に係る商標が、異なる２以上の写真によって記載されているときは、各写真を同一縮尺で記載し、標章記載欄の中に、それぞれの写真が重ならないように表示する。

17　第 10 欄「GOODS AND SERVICES」は、次の要領により記載する。

イ　商品（役務）は、その基礎とした商標登録出願又はその基礎とした商標登録に記載されている指定商品（指定役務）の範囲内において商品（役務）の内容及び範囲を明確に理解することができる表示をもって記載し、なるべく 1967 年 7 月 14 日にストックホルムで及び 1977 年 5 月 13 日にジュネーヴで改正され並びに 1979 年 10 月 2 日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する 1957 年 6 月 15 日のニース協定第１条に規定する国際分類に即して記載する。

ロ　「Class」は、商品（役務）の区分を記載する。区分を２以上指定する場合は、区分の番号順に記載する。「Goods and Services」は、その区分に属する商品（役務）を記載する。

18　第 11 欄「DESIGNATIONS」は、締約国の左横の□内に×印を付す。

19　日本国特許庁への手数料納付に係る表示は、国際登録出願願書に記載した出願人の氏名（名称）、その基礎とした商標登録出願の番号又はその基礎とした商標登録の番号、出願人整理

番号、提出日及び納付金額を記載した別の用紙を作成し、次の要領により行う。

イ　特許印紙による場合には、特許印紙の貼付

ロ　現金納付による場合には、納付済証（特許庁提出用）を貼り付けた用紙の提出

ハ　電子現金納付による場合には、納付番号の記載

ニ　指定立替納付（特許庁窓口において納付する場合に限る。）による場合には、その旨及び識別番号の記載

20　願書等の提出書類は、容易に分離し又はとじ直すことができるように例えばクリップ等を用いてとじる。